定款

ビーウィズ株式会社

発行　　2000 年 4 月 25 日
発効　　2000 年 5 月 12 日
改定　　2021 年 10 月 22 日

第1章　総　　則

（商号）
第1条　当会社は、ビーウィズ株式会社と称し、英文では、Bewith,Inc.と表示する。

（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)　電話応対代行業務、各種カスタマーサービス業務およびこれらに関する教育支援業務
(2)　各種市場調査業務
(3)　情報処理サービス業務および情報提供サービス業務
(4)　通信機器、コンピューター、ソフトウェアおよび付属機器のシステム開発、設計、販売、リース、賃貸および管理業務
(5)　各種 WEB サイトの構築・運用業務
(6)　労働者派遣事業
(7)　電気通信事業
(8)　インターネットプロバイダーサービス事業
(9)　各種物品の製造および販売に関する業務
(10)　宣伝、広告代理業務
(11)　各種放送番組、コマーシャルの企画、制作、販売および輸出入に関する業務
(12)　音楽、映像ソフト等録音、録画物の企画・制作および販売業務
(13)　印刷、出版、製本、コピーサービスに関する業務およびその他デジタルオフィスソリューション事業
(14)　商品展示会、講演会等の催事の企画、運営に関する業務
(15)　レジャーおよびスポーツ等各種催事のチケットの販売およびこれらに関する情報の提供に関する業務
(16)　旅行企画業務、旅行情報業務および旅行業法に基づく旅行業またはその媒介業務
(17)　工業所有権、著作権等の知的所有権の取得、譲渡、貸与および管理に関する業務
(18)　不動産の売買、斡旋、賃貸および清掃ならびに管理に関する業務
(19)　生命保険および損害保険代理店業務ならびに少額短期保険の募集に関する業務
(20)　有料職業紹介事業および各種人材のマッチングならびにマネジメントに関する業務
(21)　酒類の販売、販売代理または媒介業務
(22)　各種通信販売および販売代理業務ならびにその他の商取引に関する業務
(23)　各種販売促進支援業務および代行業務
(24)　各種営業支援および代行業務
(25)　採用、給与、人事管理、研修業務等の支援および代行業務
(26)　会計および経理業務等の支援および代行業務
(27)　デジタルマーケティング、インターネット広告、ソーシャルメディアおよびその他の広告宣伝、マーケティングならびにリサーチに関する業務
(28)　E コマース、EC フルフィルメントおよびその他の電子商取引に関する業務
(29)　インターネットコンテンツ、モバイルコンテンツおよびアプリケーションならびに映像および音声ソフトの開発および販売に関する業務
(30)　各種ビジネスプラットフォームの構築・支援に関する業務
(31)　各種商業施設および飲食店の運営業務ならびに各種小売事業
(32)　託児・保育施設の経営に関する業務
(33)　前各号に関するコンサルティング業務および前各号に関連する一切の事業

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）
第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)　取締役会
(2)　監査等委員会
(3)　会計監査人

（公告の方法）
第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　　式

（発行可能株式の総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、51,200,000 株とする。

（単元株）
第7条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第8条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2)　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第9条　当会社は株主名簿管理人を置く。
2.　株主名簿管理人およびその事務取扱所は、取締役会の決議によって定める。
3.　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株 主 総 会

（招集）
第11条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

（招集権者および議長）
第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2.　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2.　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2.　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　取締役および取締役会

（員数）
第16条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内とする。
2.　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）
第17条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3.　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第18条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第19条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）から、代表取締役を若干名選定する。
2.　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）から、取締役会長、および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第20条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2.　取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第21条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2.　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第22条　当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）
第23条　当会社は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）
第24条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）
第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第26条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第27条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第28条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）
第29条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の決議についての特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

（監査等委員会規則）
第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任の方法）
第31条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

（会計監査人の任期）
第32条 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第33条 当会社の会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計　　算

（事業年度）
第34条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。
2. 未払いの配当金には利息はつけない。

附則

第1条　当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条　前条および本条は、2030 年 8 月 27 日をもって削除する。

以上